

内部通報者保護に関する規定

第1章 総則

第1条 目的 この規定は、当団体における内部通報制度を整備し、内部通報者（以下「通報者」という）を保護することにより、団体の健全な運営および法令遵守を推進することを目的とする。

第2条 適用範囲 この規定は、当団体の全ての役員、協力者およびその他の関係者に適用する。

第3条 定義 本規定における用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 内部通報：団体内で発生した不正行為、法令違反、倫理違反等について、内部通報窓口に対して報告すること。
2. 通報者：内部通報を行う役員、協力者およびその他の関係者。

第2章 内部通報制度

第4条 内部通報窓口の設置 当団体は、内部通報を受け付けるための内部通報窓口（以下「通報窓口」という）を以下のとおり設置する。

1. 団体内窓口：コンプライアンス担当者 浦 淳
2. 外部窓口：JANPIAヘルプライン

第5条 通報の方法 通報者は、以下のいずれかの方法で通報を行うことができる。

1. 電子メール
2. 書面
3. 電話
4. その他の適切な方法

第6条 匿名通報の受付 通報者は、匿名で通報を行うことができる。匿名通報であっても、当団体は誠実に対応し、通報内容の調査および対応を行う。

第3章 通報者の保護

第7条 通報者の保護方針 当団体は、通報者が報復を受けることなく安心して通報できる環境を整備し、通報者を保護するための措置を講じる。

第8条 報復禁止 通報者に対して、通報を理由とする不利益な取扱い、差別、嫌がらせ等の報復行為を一切禁止する。違反者には適切な懲戒処分を行う。

第9条 通報内容の秘密保持 通報窓口は、通報内容および通報者の情報を秘密に保持し、必要最小限の関係者以外には開示しない。

第4章 通報内容の処理

第10条 通報内容の調査 通報窓口は、通報内容を速やかに調査し、その結果を通報者に適時報告する。調査は公平かつ徹底的に行われるものとする。

第11条 是正措置 調査の結果、通報内容が事実であると認められた場合、当団体は速やかに是正措置を講じる。また、必要に応じて再発防止策を策定・実施する。

第5章 その他

第12条 教育および周知 当団体は、全てのメンバーに対して本規定の内容を周知し、定期的に内部通報制度に関する教育を実施する。

第13条 規定の改廃 本規定の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

この規程は、2024年6月17日から施行する。（2024年6月14日 役員会決議）